

# 介護保険だより

静岡県国民健康保険団体連合会  
 〒420-8558  
 静岡市葵区春日2丁目4番34号  
 TEL 054-253-5580  
 FAX 054-253-5589  
 [インターネット]  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>  
 静岡県国保連合会 検索

## 平成30年4月より、介護保険の請求は原則、伝送又は電子媒体による請求となります。

平成30年		2月1日	3月1日	3月31日	4月1日以降	
請求方法	伝送請求 (インターネット)	→				
	電子媒体による請求 (CD・FD等)	☆インターネット請求に変更する場合、「インターネット請求申請書」の提出が必要です。				
	ISDN回線	★平成30年3月末をもって、使用不可			✖	請求方法の登録を変更する必要があります。 →「インターネット請求申請書」又は「介護給付費請求方法変更届」
	紙帳票	→	★平成30年4月以降も紙帳票による請求を継続する場合、「(請求省令による)免除届出書」の提出が必要です。(※提出期日：平成30年3月31日)		→	【注意】免除届出書が提出されている事業所のみ、請求可

★ISDN回線・紙帳票による請求を行っている事業所の方は、お早めに切り替えの手続きをしていただくよう、ご協力をお願いします。

★インターネット請求の手引き、請求方法の変更届、「(請求省令による)免除届出書」のご案内については、静岡県国保連合会のホームページ[介護保険課]をご確認ください。

### <インターネット請求を開始するための手順>※主な手続きのみを記載

- ① インターネット請求に対応した伝送通信ソフトを入手し、インストール
- ② 国保連合会へ『インターネット請求申請書』を提出
- ③ 国保連合会から『電子請求登録結果に関するお知らせ』を受領  
(電子請求受付システムのID・ログイン用仮パスワード・電子証明書発行用パスワード)
- ④ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書の発行依頼を行う  
※電子証明書の発行にあたっては、手数料(有効期間3年：13,200円)が別途必要です
- ⑤ 電子証明書発行完了通知メールを受信
- ⑥ 電子請求受付システムにアクセスし、電子証明書をダウンロードし、インストール
- ⑦ インターネット請求開始

### ◆平成30年以降も紙帳票による請求を継続する場合◆

インターネット又は電子媒体による請求が困難である介護サービス事業者等に配慮するため、一定の条件を満たす場合、紙帳票による請求を可能とする **例外規定** が設けられています。

例外規定に該当する場合、該当する事由に応じた免除届出書を **平成30年3月31日まで** に国保連合会へ提出が必要です。

※例外規定は「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」(老発0815第2号 平成26年8月15日)及び厚生労働省(広報資料1)で御確認願います。

請求事務を担当される方は、御一読ください。

# <静岡県国保連合会が独自に提供している審査結果関係帳票について>

毎月の国保連合会における介護給付費請求明細書と給付管理票を突合した結果、当該月又は過去に決定済みの給付実績に変更等があった場合、関係事業所に送付しています。

## 【1】給付計画単位数オーバーチェックリスト（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）

※サービス事業所に通知される帳票 → 介護保険審査増減単位数通知書  
→ 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

給付計画単位数オーバーチェックリスト									
事業所番号	227000000			平成〇〇年〇〇月〇〇日作成			静岡県国民健康保険団体連合会		
事業所名	□居宅介護支援事業所			平成〇〇年〇〇月〇〇日審査分			静岡県国民健康保険団体連合会		
事業所	サービス提供年月	保険者	被保険者	サービス種類	限度額管理対象単位数 (A)	給付計画単位数 (B)	査定	限度額管理対象外単位数	決定単位数
<p>サービス事業所の請求情報（事業所番号・サービス種類・請求単位数等）と給付管理票の情報（事業所番号・サービス種類・計画単位数等）が不整合であった場合、サービス事業所の請求が減額され決定、又は返戻されていることをケアマネジャー（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）に通知します。</p>									

## 【2】給付管理票修正分決定通知書（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）

※サービス事業所に通知される帳票 → 介護給付費再審査決定通知書

給付管理票修正分決定通知書							
事業所番号	227000000			平成〇〇年〇〇月〇〇日作成			静岡県国民健康保険団体連合会
事業所名	□居宅介護支援事業所			平成〇〇年〇〇月〇〇日審査分			静岡県国民健康保険団体連合会
事業所	サービス提供年月	保険者	被保険者	サービス種類	サービス事業所請求単位数	修正後	調整単位数
					決定単位数	決定単位数	
<p>ケアマネジャーが作成区分「修正」の給付管理票を提出し、既に決定済みの給付管理票の内容が変更されることによって、サービス事業所の給付実績に変更（増減）があったものについて、修正結果をケアマネジャー（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所）に通知します。</p>							

## 【3】保留連絡票（サービス事業所）

※関連帳票 → 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

保留連絡票			
平成△△年△△月△△日審査分			平成〇〇年〇〇月〇〇日作成
静岡県国民健康保険団体連合会			静岡県国民健康保険団体連合会
サービス提供事業所様			
平成△△年△△月△△日審査分において、請求明細書が保留となりましたのでお知らせします。			
下記に記載されている請求明細書は静岡県国保連合会でお預かりしておりますので、再請求は不要です。			
居宅介護支援事業所に給付管理票の提出を依頼していただき、居宅介護支援事業所からの給付管理票が登録されるまでお待ちください。			
※居宅介護支援事業所に給付管理票の提出依頼をする際はこちらの「保留連絡票」をご利用ください。			
事業所番号 事業所名	保険者番号	被保険者番号 被保険者名	サービス提供月
<p>給付管理票が未提出又は返戻されたことによって、サービス事業所の請求が突合の結果、「保留」となっていることをサービス事業所宛てに通知します。→ケアマネジャーに対し、「保留連絡票」の情報を提供し、給付管理票の提出状況について確認してください。</p>			
居宅介護支援事業所様			
平成△△年△△月△△日審査分において、給付管理票の未提出・未決定が原因でサービス提供分の請求明細書が保留となっております。			
サービスの提供事業所への介護給付費の支払が保留となっております。			
次回の請求時には、給付管理票「新規」での提出が必要です。			

請求事務を担当される方は、御一読ください。